

答申第216号（諮問第229号）

「法的に謝罪も要求できるにもかかわらず、消費生活課課員（以下甲という）が一般県民（以下乙という）から乙とトラブルになっている業者に対し、乙に謝罪の斡旋の依頼を甲にされても、甲は乙に具体的法的根拠を求め、乙はそのため情報提供料を要求しても、甲はそれを払わなくてよい・又は払ってはならない、及びこの不払いの上消費者保護法を無視して前述の斡旋を甲がしなくてよい・又はしてはならない、という内容」の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成30年7月10日付けで、「法的に謝罪も要求できるにもかかわらず、消費生活課課員（以下甲という）が一般県民（以下乙という）から乙とトラブルになっている業者に対し、乙に謝罪の斡旋の依頼を甲にされても、甲は乙に具体的法的根拠を求め、乙はそのため情報提供料を要求しても、甲はそれを払わなくてよい・又は払ってはならない、及びこの不払いの上消費者保護法を無視して前述の斡旋を甲がしなくてよい・又はしてはならない、という内容」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成30年7月24日、本件請求に係る公文書について存在しないことを確認し、公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

開示を請求された公文書の内容に関する公文書は保有していないため。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として平成30年8月9日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成30年9月14日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、平成31年1月23日、口頭意見陳述を実施した。

6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成31年2月1日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

第3 争点（本件請求に係る公文書の公文書不存在決定について）

本件請求に係る公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。原処分は、条例第14条第2号イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である威力又は偽計業務妨害・判例違反・憲法違反を隠蔽するものである。

2 実施機関の主張要旨

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号（以下、略））第32条は「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」として、法令等遵守義務を定めている。また、消費者安全法（平成21年法律第50号（以下、略））第3条は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっての基本理念を規定しているが、同条第2項は「消費者安全の確保に関する施策の推進は、事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ、消費者の需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、行われなければならない。」と定めている。そして同法第4条第1項において「国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。

地方公務員である消費生活課の職員は、地方公務員法、消費者安全法及びその他の法令を遵守すべき立場にあり、一般県民から業者との斡旋依頼を受けても、その法的根拠を求めるなど法令の趣旨に反する行為に関して公文書を作成又は取得することはない。

(2) 都道府県が行うあっせんは、消費者安全法第8条第1項第2号ロに定められている。あっせんは、当事者間の合意により迅速かつ円満に紛争を解決することが期待できる一方、行政処分や裁判手続と異なりあっせん案に法的拘束力がないこと、当事者のあっせん手続への参加が任意であり、一方が参加を拒否した場合、手続が打切りとならざるをえない等の特徴がある。したがって、苦情の内容等を踏まえ、あっせんを行うことが適当と認められる場合には、あっせんを行うこととなる。また、地方公務員法第32条は、職員の法令等遵守義務を定めている。

地方公務員である消費生活課の職員は、地方公務員法、消費者安全法及びその他の法令を遵守すべき立場にあり、あっせんに際し、法を無視してあっせんをしないでよいなど法令の趣旨に反する公文書を作成又は取得することはない。

3 口頭意見陳述における請求人の主張要旨について

前記第2の5の口頭意見陳述について、実施機関から提出された口頭意見陳述聴取結果記録書には、請求人の主張として、おおむね以下のことが記されている。

- (1) 開示請求の内容のようなことを実施機関の職員が行っている。いくら私が判例に通じているといっても、民間人に法律の根拠を求めるとするのは不勉強もいいところであり、当然ながら難しいものであるから情報提供料が発生して当然である。しかし1円も貰っていない。請求にかかる公文書があるはずである。
- (2) 処分庁は、今まであっせんも何もしてこなかった。
- (3) 処分庁はあっせんを諦めている。また、判例の解釈となるとタダというわけにはいかないとやっている。要するに、法的根拠といっても、あまり難しいと金をとっても当たり前である。
- (4) 行政不服審査法が改正されて、52条も改正された。民間人である私は拘束されない。行政庁であるあなたたちだけが拘束される。その場しのぎの弁明をしたって、棄却であっても認容であっても、あなたたちは拘束される。単に公文書が存在しないだけでは済まない。これは総務省と弁護士の見解である。

第5 審査会の判断

1 争点（本件請求に係る公文書の公文書不存在決定について）

- (1) 請求人は、「条例第14条第2号イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である威力又は偽計業務妨害・判例違反・憲法違反を隠蔽するものであるため」と主張している。一方、実施機関は、地方公務員法及び消費者安全法の規定に照らし、本件請求を内容とする公文書を作成又は取得することはないと主張する。そこで、本件請求に係る公文書が実施機関における事務処理において作成又は取得されたか否か検討するものとする。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断するものとする。

- (2) 地方公務員は、地方公務員法の適用を受け、同法第32条は、地方公務員に、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負わせている。また、消費者安全法は第3条において、消費者安全の確保に関する施策の推進は消費者の利便の増進に寄与することを旨として行わなければならないとする基本理念を定め、第4条において、基本理念にのっとり消費者安全の確保に関する施策を実施するという地方公共団体の責務を定めている。

したがって、実施機関におけるすべての地方公務員は、法令等遵守義務を負い、更に、実施機関における消費者相談の窓口にあたる消費生活課職員は、消費者保護に関する各種法令を格別に遵守する必要があることはいうまでもない。

ア 消費生活課の職員が、県民からあっせんの依頼を受けて苦情の内容等を確認する際に、当該県民から情報提供料を要求されても払わないという対応に不自然な点はなく、その支払いの可否に関する文書を作成又は取得することは通常想定し難いことから、請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。

イ 地方公務員である消費生活課の職員は、地方公務員法その他の法令を遵守すべき立場にあり、消費者安全法など消費者を保護する法令を無視して、あつせんを行わなくてよいことを肯定する趣旨の文書を作成又は取得することは通常想定し難いことから、請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。

(3) よって、本件請求に係る公文書を不存在とする実施機関の判断は妥当であると認められる。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は審査請求書において、本件処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件請求に係る公文書は不存在であるという実施機関の判断が妥当である以上、本件請求に係る公文書が存在することを前提とした請求人の当該主張は是認することはできない。

また、請求人はその他種々主張するが、本答申の判断を左右するものではない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成31年 2月 1日	諮問
平成31年 2月14日 (第73回 第一部会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成31年 3月 6日 (第74回 第一部会)	審議
平成31年 3月18日	答申